

## リース取引に関する会計基準(案)の公表

株式会社イーエスアカウンティング  
アソシエイト 広海渡 学  
Email: accounting2@esnet.co.jp

企業会計基準委員会では、試案「リース取引に関する会計基準(案)」及び、試案「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」を、平成18年8月25日をコメント募集期限として公表した。以下に概要を示す。

### <COMMENT>

上記会計基準(案)によると、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理が認められていた所有権移転外ファイナンス・リースについて、今後は当該処理を廃止し、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととなる。

これによりリース資産を多量に所有している航空・船舶業界等は総資産が膨らみ、ROA(総資産利益率)が悪化するなどの影響を受けることとなると考えられる。また、将来の税制上の取り扱いの変更も予想される。

### 1、リース取引とは

特定の物件の所有者たる貸手(レッサー)が、当該物件の借手(レシー)に対し、合意された期間(以下「リース期間」という。)にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料(以下「リース料」という。)を貸手に支払う取引をいう。(リース取引に関する会計基準(案)4項)

### 2、リース取引の分類

リース取引は、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の2種類に区分される。また、ファイナンス・リース取引とは、中途解約不能でフルペイアウトを条件とするリース取引である。ファイナンス・リース取引は、リース契約上の諸条件に照らして、所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引に区分される。(リース取引に関する会計基準(案)7項)

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。  
記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

### 3、新会計基準の内容

これまでファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リース取引に関しては、一定の注記を条件として、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理が例外処理として認められていた。しかし、今後は当該処理を廃止し、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととなる。(リース取引に関する会計基準(案)8項)

### 4、ファイナンス・リース取引の会計処理(借手)

ファイナンス・リース取引の会計処理は次の通りである。

区分	所有権移転外	所有権移転
リース物件とこれに係る債務の計上方法	リース資産・債務として計上	同左
リース資産とリース債務の計上額	リース料総額の現在価値と貸手の現金購入価額又は借手の見積現金購入価額を基礎とする方法	同左
利息の期間配分	原則：リース期間にわたり利息法 特例：リース資産総額に重要性がないと認められる場合 利息を控除しない方法 リース期間にわたり定額法	リース期間にわたり利息法
償却方法	耐用年数：リース期間 残存価格：ゼロ 償却方法：企業の実態に応じて選択適用	耐用年数： } 残存価格： } 自己所有の固定資産と同一 償却方法： }
その他	次のものは通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行うことが出来る。 少額のリース資産(300万円以下) リース期間が1年以下のもの	次のものは通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行うことが出来る。 少額のリース資産 リース期間が1年以下のもの

(リース取引に関する会計基準(案) 8~11項)

(リース取引に関する会計基準の適用指針(案)18~43項)

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

## 5、適用初年度の取扱い

所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更する場合、次のいずれかの方法による。

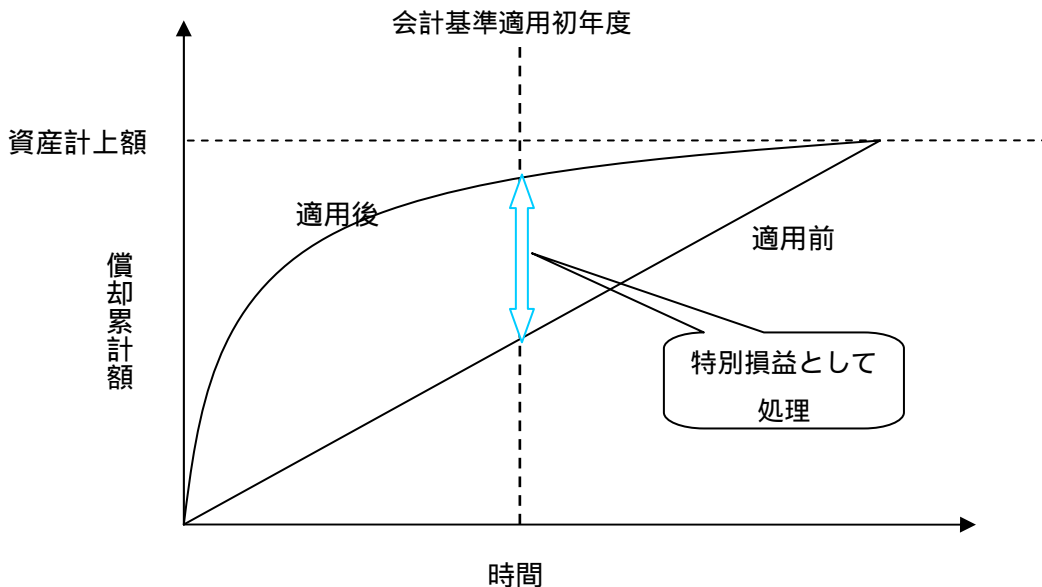
### 【原則】

リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース取引についても、会計基準及び適用指針の方法で会計処理し、変更による影響額は特別損益で処理する方法

### 【例外】

リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース取引については、期首における未経過リース料残高相当額を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上する方法、又は一定の注記を条件に引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用する方法。(リース取引に関する会計基準の適用指針(案)72～74項)

～原則的方法による場合のイメージ(定率法の場合)～



このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。  
記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

## 6、リース取引会計基準見直しの背景及び影響

企業会計基準委員会（ASBJ）は、情報開示の観点からファイナンス・リース取引については、借手において資産及び負債を認識する必要性があり、又、本来例外処理である通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理が多く使用されることは、会計基準の趣旨を否定するような特異な状況であることから、売買取引に準じた処理をベースに一本化する方向を示している。

しかし、リース業界などからは次の理由により、リース取引そのものが激減しかねないとの声も上がっている。第一に資産計上されることにより、総資産が増加することとなり、ROA（総資産利益率）などの経営指標を悪化させることとなる。第二に税務との調整面で事務処理が煩雑となり、リース取引の利便性が失われる。

このように、この会計基準の変更が日本経済に及ぼす影響を十分に考慮せず、適用を急ぐことは様々な弊害をもたらしかねないため、見直しの時期を慎重に見極める必要があるとの意見もある。

また、従来アナリストは、オフバランスとなっているリース資産・負債を、企業の財務分析の際にオンバランスし直すという作業が必要であったが、今回の改正が実行に移されれば、そのような作業の手間も省けるであろう。

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。